

地方税の控除限度額の計算の特例に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

事務所又は事業 所の名称	所在地	期末従業 者数	法人税割の税率		地方税の控除限度額		
			道府県民 税	市町村民 税	道府県民税 (1) × $\frac{\text{①} \times \text{②}}{\text{(2)}}$	市町村民税 (1) × $\frac{\text{①} \times \text{③}}{\text{(2)}}$	
			①	②	③	④	⑤
		3	人	%	%	円	円
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		13					
		14					
		15					
		16					
		17					
		18					
		19					
		20					
		21					
		22					
		23					
		24					
		25					
		26					
		27					
合	計	28					

別表六(三)付表一
平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表六（三）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、地方税の控除限度額の計算につき地方税法施行令第9条の7第4項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は同令第48条の13第5項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の2（法人等の市町村民税に関する規定の都への準用等）の規定において準用する同令第48条の13第5項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「国税控除限度額1」は、次により記載します。

(1) 連結事業年度以外の各事業年度にあつては別表

六(二)の「15」の金額を、各連結事業年度（平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度を除きます。）にあつては別表六の二(二)付表の「9」の金額を記載します。

(2) 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては、地方税法施行令附則第5条の2の2第2項（控除限度額に関する経過措置）の規定の適用がある場合には「別表六の二(二)付表「9」× $\frac{30}{32}$ 」により計算した金額を、同条第3項又は第4項の規定の適用がある場合には「別表六の二(二)付表「9」× $\frac{23}{25}$ 」により計算した金額を記載します。